

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	母子保健関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青梅市は、母子保健関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青梅市長

公表日

令和7年9月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	<p>母子保健法にもとづき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性ならびに乳幼児の健康の保持および増進に関する施策を実施する。 特定個人情報ファイルについては以下の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①保健指導の実施または保健指導を受けることの勧奨に関する事務②新生児の訪問指導の実施に関する事務③健康診査の実施または健康診査を受けることの勧奨に関する事務④妊娠の届け出の受理またはその届出にかかる事実についての審査に関する事務⑤母子健康手帳交付に関する事務⑥妊産婦の訪問指導の実施または診察を受けることの勧奨に関する事務⑦低体重児の届け出の受理またはその届出にかかる事実についての審査に関する事務⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務⑨養育医療の給付または養育医療に要する費用の支給に関する事務、費用の徴収に関する事務⑩Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務 <p>・情報連携のため、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</p> <p>・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。</p> <p>・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p> <p>⑪母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務</p>
③システムの名称	TASKクラウド、福祉総合システム(保健サブシステム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、Public Medical Hub(PMH)

2. 特定個人情報ファイル名

乳幼児情報ファイル、妊産婦情報ファイル、母子手帳情報ファイル、養育医療給付情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表70項
--------	-----------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		1、情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 (2)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 95 2、情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号 (2)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 95、96

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	青梅市こども家庭部こども家庭センター
②所属長の役職名	こども家庭センター所長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務部 文書法制課 情報公開文書係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	こども家庭部 こども家庭センター 母子保健係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	-----------------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

<input type="checkbox"/> 基礎項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
----------------------------------	--

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	--------------------------------	---

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	--------------------------------	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------------------	--------------------------------	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[]接続しない(入手) []接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、担当者間で共有している。また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管している。

9. 監査

実施の有無 [自己点検] [内部監査] [外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策		[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	--	--

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠		業務上必要のない情報の閲覧や取得等を行わないよう徹底している。
-------	--	---------------------------------

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	②所属長	健康課長 川杉 桂一郎	健康課長 丹野 博彰	事後	人事異動による変更のため
平成29年7月27日	②事務の概要	<p>母子保健法にもとづき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性ならびに乳幼児の健康の保持および増進に関する施策を実施する。</p> <p>特定個人情報ファイルについては以下の事務に使用する。</p> <p>①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務</p>	<p>母子保健法にもとづき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性ならびに乳幼児の健康の保持および増進に関する施策を実施する。</p> <p>特定個人情報ファイルについては以下の事務に使用する。</p> <p>①保健指導の実施または保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施または健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届け出の受理またはその届出にかかる事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施または診察を受けることの勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届け出の受理またはその届出にかかる事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨養育医療の給付または養育医療に要する費用の支給に関する事務、費用の徴収に関する事務</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26、56の2、70、87項	<p>1、情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二 26、56の2、87の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務および情報を定める命令 19、30、44の各条</p> <p>2、情報照会の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二 70の項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務および情報を定める命令 39条</p>	事後	
平成30年9月6日	②所属長の役職名	健康課長 丹野 博彰	健康課長	事後	
	②事務の概要	①保健指導の実施または保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施または健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届け出の受理またはその届出にかかる事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施または診察を受けることの勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届け出の受理またはその届出にかかる事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨養育医療の給付または養育医療に要する費用の支給に関する事務、費用の徴収に関する事務	①保健指導の実施または保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施または健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届け出の受理またはその届出にかかる事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施または診察を受けることの勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届け出の受理またはその届出にかかる事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨養育医療の給付または養育医療に要する費用の支給に関する事務、費用の徴収に関する事務 ⑩母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月31日	しきい値判断いつ時点の計数か	2019/4/1	令和元年12月1日	事後	
令和3年9月1日	②法令上の根拠	1、情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号 2、情報照会の根拠 (1)番号法第19条第7号	1、情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 2、情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号	事後	
令和4年1月1日	③システムの名称	福祉総合システム(保健サブシステム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー	TASKクラウド、福祉総合システム(保健サブシステム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年4月1日	①部署	青梅市健康福祉部健康課	青梅市こども家庭部こども家庭センター	事前	組織改正による変更
令和5年4月1日	②所属長の役職名	健康課長	こども家庭センター所長	事前	組織改正による変更
令和5年4月1日	連絡先	健康福祉部 健康課 健康推進係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111	こども家庭部 こども家庭センター こども家庭センター係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111	事前	組織改正による変更
令和5年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	こども家庭部 こども家庭センター こども家庭センター係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111	こども家庭部 こども家庭センター 母子保健係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111	事後	変更誤りを訂正
令和6年11月1日	しきい値判断いつ時点の計数か	令和元年12月1日	令和6年11月1日	事後	
令和6年12月24日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の49項	番号法第9条第1項 別表70項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<p>1、情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 26、56 の2、87の各項 69の2の項、38条の3 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務 および情報を定める命令 19、30、44の各条 2、情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 70の項 69の2の項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務 および情報を定める命令 39条 38条の3</p>	<p>1、情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 (2)番号法第19条第8号に基づく利用特定個 人情報の提供に関する命令 95 2、情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号 (2)番号法第19条第8号に基づく利用特定個 人情報の提供に関する命令 95、96</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月29日	②事務の概要	<p>母子保健法にもとづき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性ならびに乳幼児の健康の保持および増進に関する施策を実施する。</p> <p>特定個人情報ファイルについては以下の事務に使用する。</p> <p>①保健指導の実施または保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施または健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届け出の受理またはその届出にかかる事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施または診察を受けることの勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届け出の受理またはその届出にかかる事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨養育医療の給付または養育医療に要する費用の支給に関する事務、費用の徴収に関する事務 ⑩母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務</p>	<p>母子保健法にもとづき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性ならびに乳幼児の健康の保持および増進に関する施策を実施する。</p> <p>特定個人情報ファイルについては以下の事務に使用する。</p> <p>①保健指導の実施または保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施または健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届け出の受理またはその届出にかかる事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施または診察を受けることの勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届け出の受理またはその届出にかかる事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨養育医療の給付または養育医療に要する費用の支給に関する事務、費用の徴収に関する事務 ⑩Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務 ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。 ⑪母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務</p>	事前	PMH連携のため
令和7年9月29日	③システムの名称	TASKクラウド、福祉総合システム(保健サブシステム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	TASKクラウド、福祉総合システム(保健サブシステム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、Public Medical Hub (PMH)	事前	PMH連携のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月29日	2. 特定個人情報ファイル名	乳幼児情報ファイル、妊産婦情報ファイル、母子手帳情報ファイル	乳幼児情報ファイル、妊産婦情報ファイル、母子手帳情報ファイル、養育医療給付情報ファイル	事前	PMH連携のため
令和7年9月29日	しきい値判断いつ時点の計数か(対象人数・取扱者数)	令和6年11月1日	令和7年7月1日	事前	PMH連携のため
令和7年9月29日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託する	事前	PMH連携のため
令和7年9月29日	委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		十分である	事前	PMH連携のため